

# 坂出市新庁舎建設市民会議 次第

とき 平成24年11月19日(月)10:30~  
ところ 坂出市役所 3階委員会室

## 委嘱状交付

### 出席者紹介

#### 市長あいさつ

## 第1回会議

#### ○会長及び副会長の互選について

#### ○議事 1. 新庁舎建設の背景

#### 2. 新庁舎建設の経緯

#### 3. 組織体制及び新庁舎建設に向けたスケジュール

#### 4. その他

## 1. 新庁舎建設の背景

本市の本庁舎は、昭和32年（1957年）に、鉄筋コンクリート造3階建ての当時の近代建築の粋を集めた建物として建設された。以来今日まで55年の長きにわたり、市のシンボルとして広く市民に親しまれてきた。

しかし、その間大規模な改修工事を行われることなく、建物全体が老朽化しているうえ、電気設備、空調、給排水設備等においても老朽化が随所に見られるようになつた。

加えて、平成18年に国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針」を打ち出して以降、国内全体に耐震化の動きが広まるなか、平成19年に坂出市公共施設耐震化計画が策定され、その計画に基づいて平成21年に実施された本庁舎の耐震診断の結果、耐震性能が大幅に不足しており、震度6強から7程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険が高いことが判明した。

このことを受け、様々な耐震改修の工法も検討したが、本庁舎自体の使用可能期間や耐震改修の費用対効果、今後ますます多様化する行政需要への対応など総合的に判断すれば、新庁舎の建設が必要であるという結論に至り、平成22年度からは庁舎建設基金の積立てを開始し、平成24年2月には新庁舎建設府内検討委員会を設置し、本格的に新庁舎建設に向けて準備を進めいくことになった。

今後、新庁舎建設府内検討委員会では、庁舎建設の基本的な方針をまとめた基本構想の策定に向け協議を行うこととなり、それに併せて、市民の皆様の意見を広く聞くため、坂出市新庁舎建設市民会議を設立し、市民参加のもと基本構想を策定することとなった。

## ○現在の庁舎の状況

施設名	延床面積 (m <sup>2</sup> )	主な配置課等	建築年度 及び構造
本庁舎本館1階	1,361.85	税務課・市民課・けんこう課・出納局	昭和32年 鉄筋コンクリート造
〃 2階	1,080.24	秘書広報課(市長室)・職員課・政策課・企業立地推進室・総務課・こども課・にぎわい室・記者クラブ	
〃 3階	1,074.24	議会事務局・議場・議長室・議員控室	
本庁舎東館1階	274.50	ふくし課	平成11年 鉄骨造
〃 2階	274.50	会議室のみ(4箇所)	
本庁舎 北館	559.50	かいご課・地域包括支援センター・文書庫	昭和32年 鉄筋ブロック造
合同庁舎 3階	1,059.26	人権課・環境交通課・産業課・監査委員事務局・農業委員会	平成3年 鉄筋コンクリート造
〃 4階		危機監理室・みなと課・建設課・都市整備課・大会議室	
教育会館 1階	471.38	生涯学習課・文化振興課・少年育成センター・選挙管理委員会	昭和58年 鉄筋コンクリート造
〃 2階	435.60	教育総務課・学校教育課・大会議室	
水道局1・2階	1,963.16	監理課・工務課	昭和61年 鉄筋コンクリート造
〃 3階		大会議室・中会議室・サーバー室(本庁用)	
〃 地下		資材倉庫	

### 本庁舎本館について

昭和32年に、鉄筋コンクリート造3階建ての当時の近代建築の粋を集めた建物として建設されたが、既に55年を経過し、建物全体が老朽化しているうえ、電気設備、空調、給排水設備等においても老朽化が顕著に見られるようになった。

また、平成21年に実施された本庁舎の耐震診断の結果、耐震性能が大幅に不足していることが判明した。

### 合同庁舎について

国の「地方公共団体の庁舎との合築の推進政策」を具体化したもので、国の官署と市の行政機構の一部を1つの建物に入居させる庁舎としては全国で初めて建設された。平成3年の建築から20年を経過しているが、新耐震基準(注1)による建物であり、今後も相当の期間(30年以上)使用可能と考えられる。

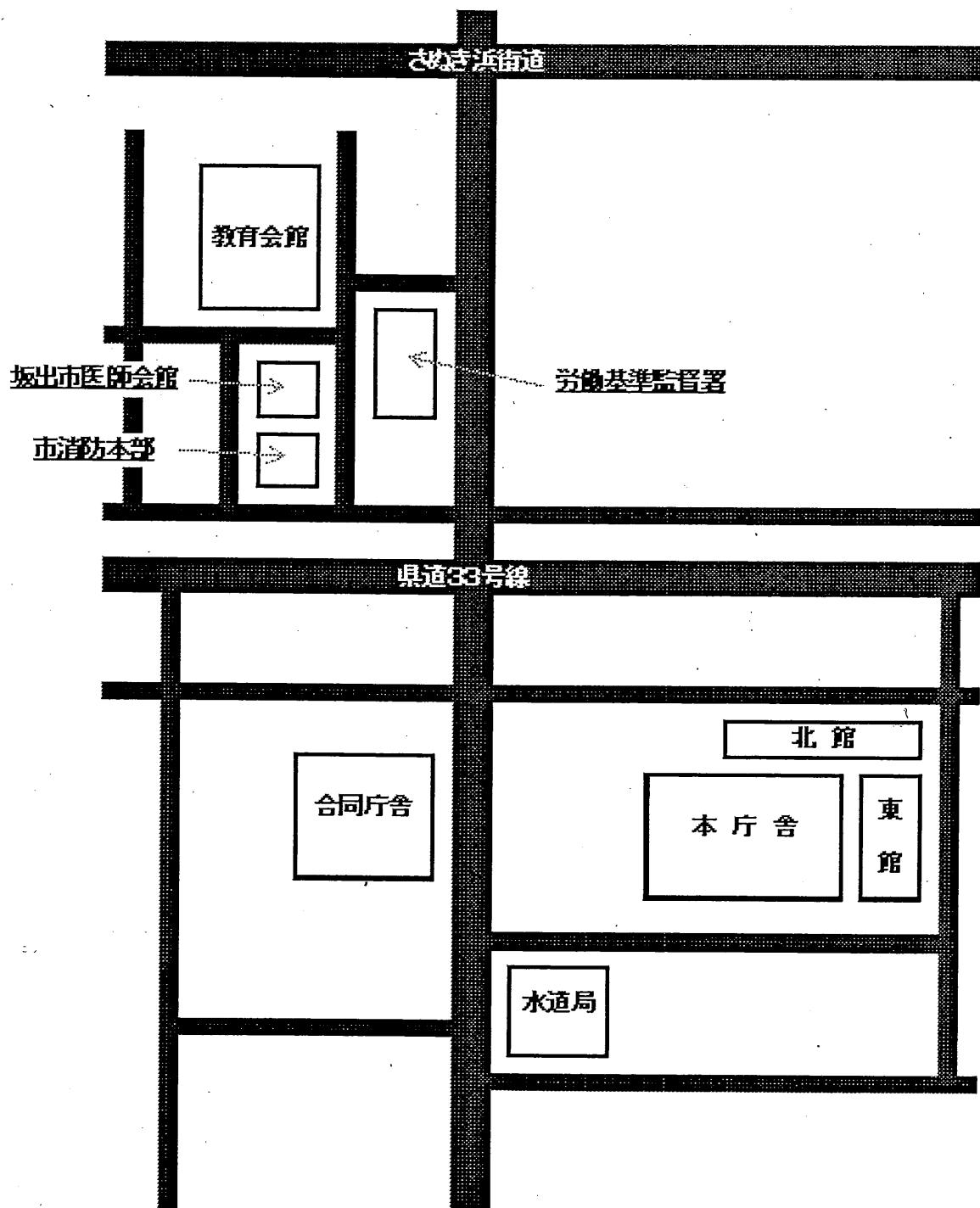
### 教育会館について

手狭な市庁舎の日常的な会議室、駐車場不足を解消するため、平成21年3月まで使用されていた香川県中讃県税事務所の跡地(土地・建物)を平成22年に取得し分庁舎として活用、主に教育委員会関連部署が配置されている。

昭和58年の建築から29年を経過しているが、新耐震基準による建物であり、今後も相当の期間(20年以上)使用可能である。新庁舎建設の際に必要床面積も縮小され、事業費の縮減を図ることも意図して取得したものである。

(注1)新耐震基準 マグニチュード8前後の震度6強から震度7の揺れでも建物が倒壊しないことを前提とし、昭和56年に制定された。

# 坂出市役所案内図



## ○本庁舎（本館）の耐震診断結果について

国の「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」（平成8年10月）に従い診断を実施したもので、「耐震安全性の分類」においては「構造体：I類」とした。

構造	規模	建築面積	延床面積	建築年	類別
鉄筋コンクリート造	地上3階	1,532.16 m <sup>2</sup>	3,516.33 m <sup>2</sup>	昭和32年	構造体：I類

※耐震安全性の分類（官庁施設の分類に応じて、耐震安全性の目標を定めている。）

分類	役割	施設例	耐震安全性の目標
I類	①災害応急対策全般の企画・立案、情報収集・伝達等を行うための施設 ②消火、救急・救助活動等を行うための施設 ③救急医療等を行うための施設（地域防災計画に定められている施設） ④清掃、防疫その他保険衛生に関する事項を行う施設	①庁舎（災害対策本部） ②消防本部、消防署等 ③医療機関 ④保健所、保健衛生センター等	大地震後、構造体の補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
II類	①地域防災計画の避難場所に指定された施設 ②救急医療等を行うための施設（地域防災計画に定められていない施設） ③災害時要援護者を保護するための施設 ④災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項を行うための施設 ⑤多数の者が利用する公共施設	①学校校舎・体育館、公民館、研修センター等 ②医療機関 ③社会福祉施設 ④学校校舎・体育館 ⑤美術館、図書館、社会教育施設等	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
III類	①I類、II類の施設のほか、地方公共団体が所有又は管理する施設	①I類、II類に含まれない、事務所庁舎、公営住宅、職員公舎等	大地震後、構造体の部分的な損傷はあるが、建物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。

## 1 耐震診断結果

上部構造の GIs 値が 0.5 未満であり、耐震性能が大幅に不足しており、総合評価でも「a」 = 「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」との診断結果があり、人命の安全性に対する危険性が高いことが判明した。

## 2 耐震改修工法と概算費用

耐震改修後の上部構造の GIs 値が 1.0 以上の確保など、「構造体: I 類」としての安全性を満たすための改修計画として、「P C a 外フレーム補強」および「免震補強」の検討を行った。

### (1) P C a 外フレーム補強

建物の外周を P C a 外フレーム(柱・梁)により補強し、さらに内部には耐力壁を多数設ける工法 概算事業費 7 億円（仮設事務所含む。）

### (2) 免震補強

既存の柱や壁を切断し、免震材を入れて補強する工法  
概算事業費 15 億円（仮設の必要はないが高価になる。）

## 3 総合判断

耐震改修により安価な P C a 外フレーム補強工法でも 7 億円の概算事業費が必要であり、この工法では建物内部が細かく分断されるなど、来庁者や職員にとって著しく使い勝手の悪い建物になる。また、築 50 年以上経過した建物に多額の経費を投入し補強しても、その後の建物の使用可能期間は限定されることとなり、総合的に判断して、建替えとすべきである。

### ※GIs 値の評価

評価	GIs 値	耐震安全性の評価
a	0.5 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
b	0.5 以上 1.0 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
c	I 類 1.0 以上 1.5 未満 II 類 1.0 以上 1.25 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いが、要求される機能が確保できないおそれがある。
d	I 類 1.5 以上 II 類 1.25 以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低く、要求される機能が確保できる。

注 耐震安全性の評価における地震とは、震度 6 強から震度 7 程度の大規模地震をいう。

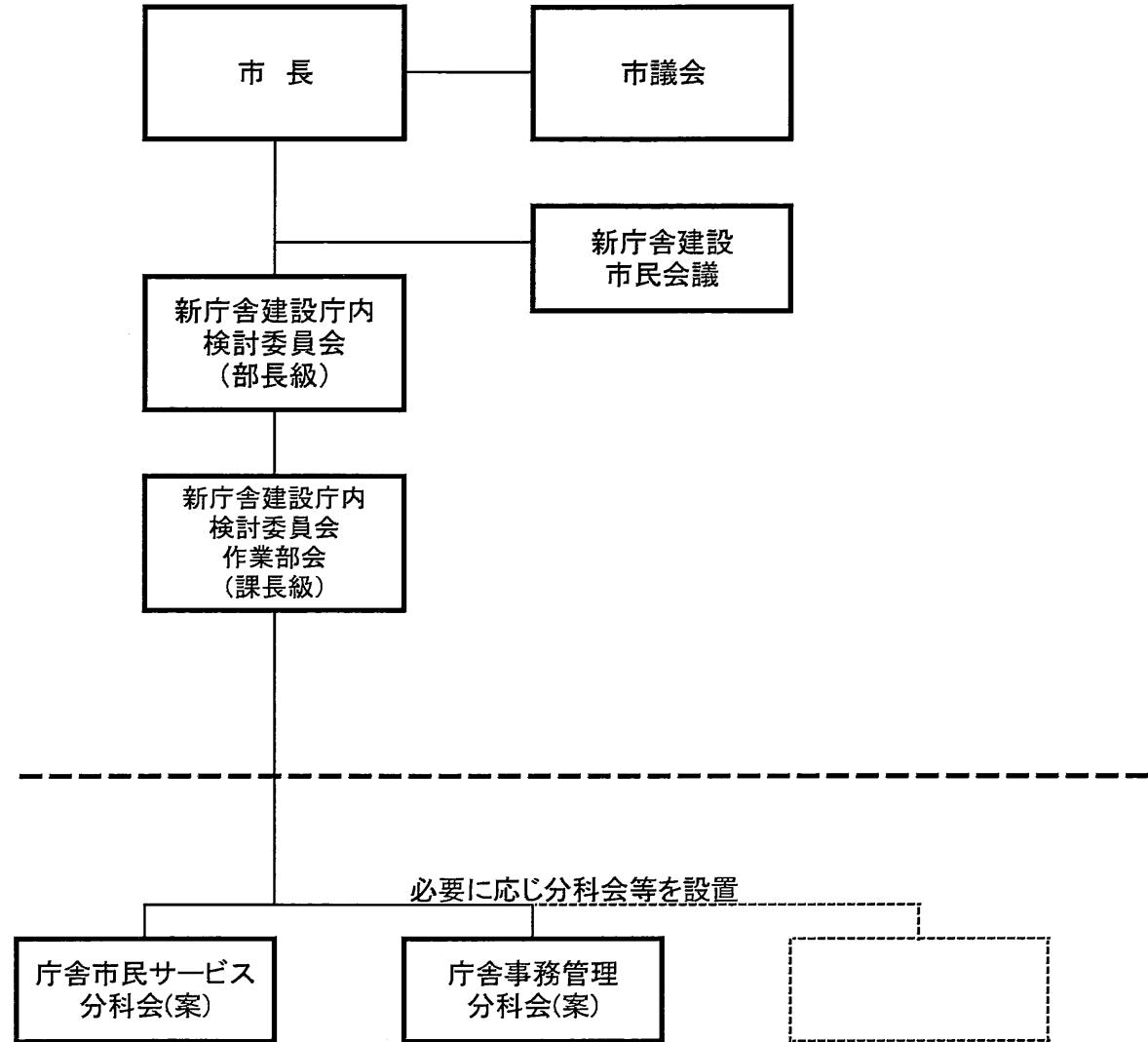
## 2. 新庁舎建設の経緯

H19.12	坂出市公共施設耐震化計画を作成	
H21.7	本庁舎の耐震診断を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の結果、耐震性能が大幅に不足している。(震度6強から震度7程度で、倒壊または崩壊する危険が高い。)</li> <li>・総合判断では、建替えを前提に検討を進めるべきとの意見</li> </ul>
H21.8	本庁舎の耐震診断結果を坂出市議会総務消防委員会へ報告	
H21.9	市長、定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的に判断して、立替えを前提にとする旨発表</li> </ul>
H22.3	坂出市庁舎建設基金条例を坂出市議会3月定例会に議案提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例案可決、条例制定</li> <li>・平成22年度予算に庁舎建設基金を計上(300,000千円)</li> </ul>
H23.2	第1回庁舎建替勉強会(庁内)	
H23.3	平成22年度庁舎建設基金積立	・300,000千円
H23.6	第2回庁舎建替勉強会(庁内)	
H23.8	市長、定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想の策定、市民参加による検討</li> </ul>
H23.10	第3回庁舎建替勉強会(庁内)	
H24.2	坂出市新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱制定	
H24.2	新庁舎建設庁内検討委員会(第1回)開催	
H24.3	新庁舎建設庁内検討委員会作業部会(第1回)開催	
H24.3	平成23年度庁舎建設基金積立	・200,000千円
H24.7	新庁舎建設庁内検討委員会(第2回)開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設市民会議設置要綱の策定</li> </ul>
H24.10	基本構想策定業務委託業者の決定	
	新庁舎建設庁内検討委員会(第3回)開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設市民会議委員の選考</li> </ul>
H24.11	坂出市新庁舎建設市民会議(第1回)開催	

## 組織体制

平成24年11月現在

## 新庁舎建設に向けたスケジュール（案）



建設の流れ	内 容	
企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■企画段階           <ul style="list-style-type: none"> <li>現状把握と問題点の整理</li> <li>新庁舎の位置・規模の検討</li> <li>機能・事業費の検討</li> </ul> </li> </ul> <p>※基本構想の策定に向けての準備作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■これまでの取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎建替えに伴う勉強会 3回開催</li> <li>・新庁舎建設府内検討委員会の設置</li> <li>・庁舎建設基金の設置</li> </ul> </li> </ul>
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本構想段階           <ul style="list-style-type: none"> <li>経緯と背景、基本理念、基本方針、建設位置</li> <li>・規模、事業手法、財源等をまとめる</li> </ul> </li> </ul> <p>※設計・工事を進めるうえでの根幹となる設計与件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設市民会議の発足</li> </ul>
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本計画段階           <ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想で提示された設計与件を整理し</li> <li>整備方針やゾーニング等の検討を行う</li> </ul> </li> </ul> <p>※基本構想をより具体化し実現するためのプラン</p>	
基本設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本設計段階           <ul style="list-style-type: none"> <li>備えるべき機能や性能・内外のデザインなどを図書としてまとめ完成時の姿を明確にする</li> </ul> </li> </ul> <p>※基本的事項を決定し、図面・仕様を整理・作製</p>	
実施設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実施設計段階           <ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計図書に基づいてデザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進める</li> </ul> </li> </ul> <p>※基本設計に基づき工事実施のための設計図書を作製</p>	
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建設工事段階           <ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計図書を基に、工事施工会社が工事請負契約に基づき新庁舎を建設する</li> </ul> </li> </ul>	
竣工		